

## 出雲圏域非常用電源確保対策事業運用要領

### 1 貸出対象

貸出対象は、出雲圏域内に在住の在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用する重症心身障がい児・者及び難病患者とする。

### 2 非常用電源機器の使用目的

非常用電源機器（以下「機器」という。）は、災害等による停電により電気の供給が止まった場合に、人工呼吸器等の医療機器への電気の供給を行うために使用するものとする。

### 3 保管機器及び台数、保管場所

(1) 出雲保健所は、下記の液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）発電機等を下記の場所に保管する。

保管機器；低圧 LP ガス発電機（HONDA EU9iGP）、発電機カバー、調整機・ゴムホース 5 m、LP ガスボンベ 5 Kg、コードリール

保管台数；5セット

保管場所；北側車庫（別添図面参照）

(2) 出雲市は、下記の可搬型発電機等を下記の場所に保管する。

保管機器；可搬型発電機（ホンダ EU9iGB）、発電機カバー、カセットボンベ 36 本、コードリール

保管台数；3セット

保管場所；出雲市役所本庁舎地下 1 階書庫（別添図面参照）

### 4 事前登録申請及び登録者名簿の作成、災害時個別支援計画の作成

(1) 貸出対象希望者は事前登録申請書（様式 1）を出雲保健所もしくは出雲市へ提出する。

なお、出雲市へ申請があった場合は、出雲保健所へ情報提供する。

(2) 出雲保健所は非常用電源利用者登録簿（様式 2）を作成し、登録者について毎年度 5 月末までに、出雲保健所と出雲市で情報共有する。

(3) 出雲市が災害時等個別支援計画を作成するにあたり、出雲保健所は把握している情報等を提供するなど出雲市を支援する。

### 5 貸出方法及び貸出期間

(1) 災害発生時、非常用電源機器の貸出を希望する者は出雲市へ申し込むものとする。ただし、出雲市担当者に連絡がつかない場合は直接出雲保健所に申し込むことができるものとする。この場合、出雲保健所は出雲市に貸出について報告をする。

出雲市連絡先；出雲市健康福祉部福祉推進課 相談支援係

平日日中 TEL（0853）21-6905

夜間、休日 TEL（0853）21-2211

出雲保健所連絡先；出雲保健所総務保健部医事・難病支援課

平日日中 TEL（0853）21-1191

夜間、休日 TEL（0853）30-5501

- (2) 貸出申し込みがあった場合は、原則出雲市が保管している機器から貸し出しを行い、出雲市が保管する台数を上回る貸出希望があった場合は、出雲保健所が保管している機器を貸し出す。但し、災害の状況や申込者の状況等によっては、出雲保健所が保管している機器から貸し出すことができるものとする。
- (3) 貸出運搬作業は原則出雲市職員が行うものとし、貸出申し込みを受けた出雲市職員は貸出対象者に機器を運搬するとともに、機器の設置を行う。なお、出雲市職員による運搬が困難な場合は、災害時等個別支援計画に記載されたサービス提供支援者や貸出希望者家族、出雲保健所職員等による運搬もできるものとする。
- (4) 出雲保健所及び出雲市は、事前に災害発生が予測されるなど必要と認められる場合は、実施要綱第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、あらかじめ機器を出雲市庁舎等もしくは登録者の利用場所まで運搬できるものとする。
- (5) 貸出優先順位は、原則申し込み順とする。但し、災害の状況や申込者の状況等によっては、出雲保健所と出雲市が連携し調整することができる。
- (6) 貸出期間は貸出対象者が機器によらない電源を確保することができるまでとする。

## 6 返却及び回収方法

- (1) 出雲保健所及び出雲市が貸し出した機器を利用した者は、その機器が不要となった場合は出雲市へ回収希望の連絡を入れる。なお、出雲保健所が保管する機器を借りた者はガスボンベを満充電し、出雲市が保管する機器を借りた者は使用したカセットボンベを補充して返却すること。
- (2) 回収作業は出雲市職員が行うものとし、回収の連絡を受けた出雲市職員は機器等を回収する。回収の際は本体、附属機器等に破損がないか、ガスボンベが補充されているか（出雲保健所貸出機器のみ）、カセットボンベが補充されているか（出雲市貸出機器のみ）を確認する。
- (3) 機器の貸出については、貸出記録簿（様式3）により、貸出、返却について管理を行う。

## 7 連絡会及び運用訓練等

- (1) 出雲保健所は、出雲市との連絡会を年1回開催し、非常用電源機器の運用方法の確認及び非常用電源利用者登録者の確認等を行う。

- (2) 出雲保健所は、出雲市との取扱説明合同研修を年1回開催する。
- (3) 出雲保健所及び出雲市は、在宅重症心身障がい児・者及び難病患者で医療機器を利用しており、災害時において電源供給支援の必要が生じる可能性がある者を対象にした機器の操作訓練、避難訓練を協力して行う。

#### 8 担当課

- (1) 出雲保健所で保管する発電機等及び登録者名簿は、総務保健部医事・難病支援課が管理する。
- (2) 出雲市で保管する発電機等及び登録者名簿は、健康福祉部福祉推進課が管理する。

#### 附 則

この要領は、令和4年8月15日から施行する。

この要領は、令和5年7月6日から施行する。